

広島県告示九百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年一月十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇〇五番地先から 山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇一二番一地先まで		九・〇〇〇 六・〇〇〇	一三・五〇〇 一三〇・二二〇	一五三・〇〇	拡幅